

第4章 参考資料

4

参考資料

1 策定の経緯

(1) 東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」(第一次改定) の検討経過

年度	歯科保健対策推進協議会	歯科保健推進計画 検討評価部会	達成度調査等
令和4	▷令和5年3月29日 ・ 部会報告 ・ 達成調査実施状況	▷令和4年6月9日 ・ 達成度調査の実施	▷令和4年6月～3月 ・ 乳幼児期・学齢期の歯科保健行動に関する調査 ・ 青年期実態調査 ・ 東京都歯科診療所患者調査 ・ 介護保険施設等における口腔ケア等実態調査 ・ かかりつけ歯科医機能推進等に関する調査 ・ 東京都における障害児（者）の歯科保健医療に関する実態調査 ・ 東京都における在宅療養者を取り巻く口腔ケア・在宅歯科診療の状況調査 ・ インターネット都政モニターアンケート
令和5	▷令和5年8月28日 ・ 歯科保健推進計画 （第二次）骨子案	▷令和5年5月26日 ・ 達成度調査実施結果 ・ 達成度評価 ・ 歯科口腔保健の推進に向けた課題及び今後のスケジュール ▷令和5年8月4日 ・ 歯科保健推進計画 （第二次）骨子案 ・ 今後のスケジュール ▷令和5年10月26日 ・ 歯科保健推進計画 （第二次）素案	▷令和5年12月26日 ～令和6年1月24日 ・ パブリックコメント ・ 区市町村意見照会

(2) 東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱及び委員名簿

東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1 東京都歯科保健推進計画及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)(以下「歯科口腔保健法」という。)に基づき都民の歯と口の健康づくり対策を推進するため、区市町村や歯科関係団体との連携・調整を図りながら、総合的な協議を行う場として、東京都歯科保健対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議し、必要に応じて保健医療局長に意見を具申する。

- (1) 都の歯科保健対策の評価と今後の進め方に関すること。
- (2) 地域歯科保健対策推進の基本的方向に関すること。
- (3) 歯科口腔保健法第7条から第11条に規定される施策に関すること。
- (4) 東京都8020運動推進特別事業に関すること。
- (5) その他必要と認められること。

(構成)

第3 協議会は、学識経験を有する者、歯科保健医療に従事する者、関係団体等の代表、歯科保健医療サービスを利用する立場にある者、介護保険関係者、産業保健関係者及び行政機関の職員等のうちから、保健医療局長が委嘱し、又は任命する委員20名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(部会)

第7 協議会に、専門的な事項を検討するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(会議の公開等)

第8 会議(部会の会議を含む。以下同じ。)並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、座長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第9 協議会及び部会の庶務は、東京都保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(補則)

第10 この必要に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年6月23日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

東京都歯科保健対策推進協議会委員名簿

(令和6年3月31日現在)

	氏名	役職等
学識経験者	◎笹井 敬子	公益財団法人東京都結核予防会理事長
	○福田 英輝	国立保健医療科学院統括研究官
	平田 創一郎	東京歯科大学社会歯科学講座教授
関係団体等の代表	鳥居 明	公益社団法人東京都医師会理事
	北村 晃	公益社団法人東京都歯科医師会副会長
	澤田 章司	公益社団法人東京都学校歯科医会副会長
	藤山 美里	公益社団法人東京都歯科衛生士会会长
	石川 功和	一般社団法人東京都歯科技工士会会长
産業保健関係者	児玉 弓子	一般財団法人日本口腔保健協会 保健事業部プロジェクトマネージャー
介護保険関係者	荒井 祥子	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部長
歯科保健医療サービスを利用する立場にある者(都民代表)	田中 桂子	歯の健康を考える自主グループ 「いい歯ね☆あだち」
行政機関の職員 (区市町村)	水口 千寿	足立区保健所長
	瀬谷 次子	福生市福祉保健部参事
	山田 善裕	杉並区杉並保健所歯科衛生担当課長
行政機関の職員 (東京都職員)	岩野 恵子	東京都教育庁地域教育支援部長

※敬称略

※◎：座長、○：副座長

(3) 東京都歯科保健推進計画検討評価部会設置要綱及び委員名簿

東京都歯科保健推進計画検討評価部会設置要綱

平成23年9月6日23福保医政第713号
一部改正 令和5年7月18日5保医医政第7号

(設置)

第1 歯科保健推進計画の検討、進行管理及び達成状況等の評価を行うため、東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱第7に基づき、東京都歯科保健推進計画検討評価部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 部会は、次の事項について協議する。

- 1 東京都歯科保健推進計画の策定に関すること。
- 2 東京都歯科保健推進計画の達成に向けた取組に関すること。
- 3 東京都歯科保健推進計画の達成状況等の評価に関すること。
- 4 その他必要と認められること。

(構成)

第3 部会は、学識経験を有する者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員等のうちから、局長が委嘱し、又は任命する15名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の選任及び代理)

第5 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任し、副部会長は部会長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 部会は、必要な都度部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて部会にその委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。
- 3 部会の委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

(会議及び会議録の公開、非公開)

- 第7 部会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開とする。ただし、部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

- 第8 部会の庶務は、東京都保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則**(施行期日)**

- 1 この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

東京都歯科保健推進計画検討評価部会委員名簿

(令和6年3月31日現在)

	氏名	役職等
学識経験者	◎福田 英輝	国立保健医療科学院統括研究官
	○平田 創一郎	東京歯科大学社会歯科学講座教授
	井上 美津子	昭和大学歯学部小児成育歯科学講座客員教授
	川戸 貴行	日本大学歯学部衛生学講座・教授
	菊谷 武	日本歯科大学口腔リハビリテーション 多摩クリニック院長
	相田 潤	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科 健康推進歯学分野教授
関係団体	糠信 安宏	公益社団法人東京都歯科医師会理事
行政機関	白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当 副参事事務取扱）
	河上 清香	品川区保健所品川保健センター
	内村 恵利子	東村山市健康福祉部健康増進課
	布施 晴香	東京都教育庁地域教育支援部 歯科保健担当課長
	柳澤 智仁	東京都多摩立川保健所 歯科保健担当課長
	赤城 裕理	東京都多摩立川保健所企画調整課 保健医療担当

※敬称略

※◎：部会長、○：副部会長